

2020 阿波おどり事業計画の策定に向けて

1 2020 阿波おどりの基本方針

本場・徳島の阿波おどりが全国、さらには世界から改めて評価され、より多くのお客様に徳島へお越しいただくとともに、400 年以上の伝統を誇る地域の祭りとして、県民、市民が、より楽しく、気軽に参加でき、未来にわたって持続的、安定的かつ発展的に実施できることを目指す。

そのため、2020 阿波おどりにおいては、2019 阿波おどりで掲げた「みんなで支えあってく阿波おどりへの転換」を基礎としつつ、次の点を重視した公平・公正な運営を行うものとする。

(1) おもてなしの充実による収支構造の転換

阿波おどりの伝統芸能として残すべき部分は大切に守りつつ、これまで以上に観光客のおもてなしを充実させることで、県外からの団体ツアー誘致など、安定的なチケット料収入が期待できる収支構造への転換を図る。

(2) 適正な会場構成による安心・安全な環境の確保

来場者への事前案内や適切な警備体制などソフト面の対策はもとより、現在の動線を踏まえて無料演舞場などを適切に再配置することによって雑踏の分散化を図り、観光客、踊り手ともに安心・安全な環境を確保する。

(3) 多様化する来場者ニーズに応える快適な環境の提供

多様化する来場者ニーズに応えられるよう、演舞場ごとの特色付けや体験プログラムの充実、多様な公演時間や席種の設定など、それぞれのライフスタイルや好みに応じて、快適に阿波おどりを楽しめる環境を提供する。

(4) 阿波おどりの未来を担う踊り連の育成支援

阿波おどりは、その担い手となる踊り手がいて初めて成り立つものである。

有料演舞場については日々練習を重ねた連がその成果をいかんなく発揮できる場とする一方で、企業連や学生連など幅広い主体が祭りに参加できる機会をしっかりと確保し、阿波おどりの裾野が広がるよう支援する。

(5) 地域・地元商店街などへの経済波及効果の拡大

阿波おどりは踊り手と観客だけでなく、地域の理解と協力なくしては開催できないものであるため、会場構成や開催時間などを総合的に見直し、地域や地元商店街などへの経済波及効果を拡大する。

2 前年度からの見直し案（事業計画関係部分）

(1) 演舞場関係

① 会場名の再整理

現在は会場の特徴や演舞可能な踊りの形態などと十分関連付けがなされていないため、会場名を次のとおり再整理する。

会場名	定義	栈敷席	プログラム	踊りの形態※1
有料演舞場	有料の栈敷席が用意された流し踊り用の会場	○	○	流し踊り 合同踊り
無料演舞場	無料の栈敷席が用意された流し踊り用の会場	○	○	
おどりロード	栈敷席が用意されていない流し踊り用の会場	×	○	流し踊り
おどり舞台	栈敷席が用意されていない舞台踊り用の会場	×	○	舞台踊り
おどり広場	栈敷席の有無は問わず誰でも自由に踊れる会場※2	▲	×	流し踊り 舞台踊り 輪踊り

※1 基本的な踊りの形態の定義は次のとおりとする。

- ・流し踊り＝隊列を組んで前に向かって進みながら踊る踊り方
- ・舞台踊り＝ステージ上で踊り子が観客と向かい合って踊る踊り方
- ・輪踊り＝一定範囲内で輪になって踊ったり自由に移動したりする踊り方
- ・合同踊り＝複数連が一緒になって踊る大規模な流し踊り

※2 おどり広場に決まった出演プログラムはないが、個別の連や個人の見物客が自由に楽しんでもらうことを目的に開設している場所であるため、通行の支障や雑踏事故の原因となる概ね100人以上の大規模な演舞は出来ない。

② 会場構成の変更

ア 有料演舞場の見直し

有料演舞場の構成を次のとおり見直し、おもてなしの充実を図る。

a 藍場浜演舞場周辺の雑踏解消及び魅力向上

藍場浜演舞場は約5千人を収容できる最大の演舞場であるが、公園内に設置されているため露店も多数出店しており、雑踏事故の危険性が懸念されることから入口及び出口付近の露店の移設を行い、会場の安全性を高める。

また、現在、南内町演舞場にのみ設置されている「特別席（正面から見える席）」を藍場浜演舞場にも設置することで、演舞場の魅力向上を図る。

b 紺屋町演舞場の構成変更による魅力向上

~~紺屋町演舞場には中央部分に移動可能な栈敷席（約 300 席分）があるが、周囲の歩行者の安全確保の面などから支障があるため廃止するとともに、車いす席やVIP席など多様な新規席種の開設を検討する。~~

紺屋町演舞場には、付帯サービス（別途料金設定あり）を設定するなど他演舞場との差別化を図れるサービス実施を検討する。また、市役所前演舞場が廃止となった場合は、車いす席の設置を予定している。

c 市役所前演舞場の廃止及び観光バス乗降場の設置

シャトルバスの混雑緩和と観光バス利用者の利便性向上のため、市役所前演舞場を廃止し、観光バス乗降場として市役所前のスペースを有効活用するとともに、あわぎんふれあい広場に徳島県内の観光・物産ブースや休憩スペースを設けることにより、観光客のおもてなしを充実させる。

また、これに伴って市役所周辺の交通規制区域について縮小を検討するが、具体的な規制エリアは地域の意向やバス運行の安全性・効率性などを十分に検証して決定する。



(出典：地理院地図 GSI Maps)

【評価委員会で検討された市役所前に無料演舞場を開設する案】

市役所前に演舞場を残す場合は、無料演舞場を開設する案も考えられるが、その場合は、チケット料金以外で演舞場の開設に必要な経費に充てる新たな歳入を確保できることが前提となる。

イ 無料演舞場等の見直し

人込みの分散化による安心・安全なにぎわいの創出を目的として、次のとおり無料演舞場等の見直しを行う。

a 会場の名称変更

次の会場は、2-(1)に記載した区分に従って会場名を変更する。

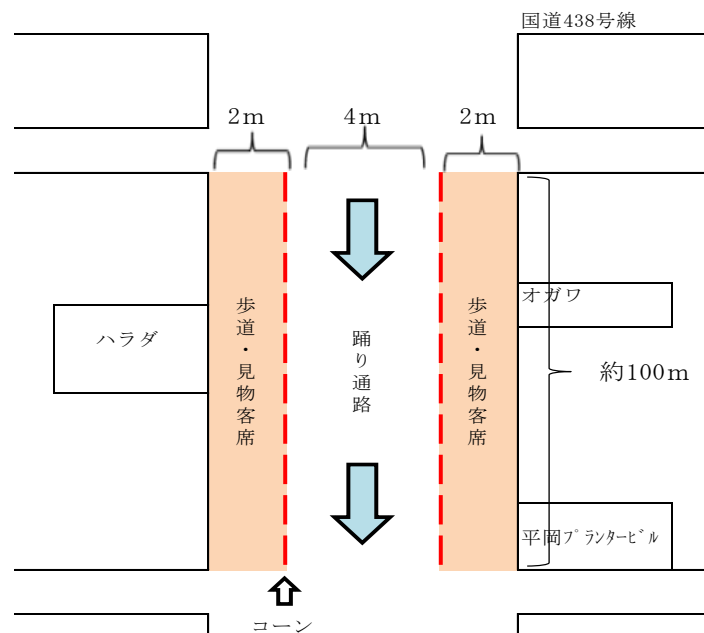
また、元町演舞場は栈敷席の設置を取り止めて、おどりロードとする。

2019 年度		2020 年度
元町演舞場	→	元町おどりロード
新町橋東おどり広場	→	新町橋東おどり舞台
両国橋南おどり広場	→	両国橋南おどり舞台
両国橋南詰おどりロード	→	両国橋南詰おどり広場

b 東新町おどりロードの開設

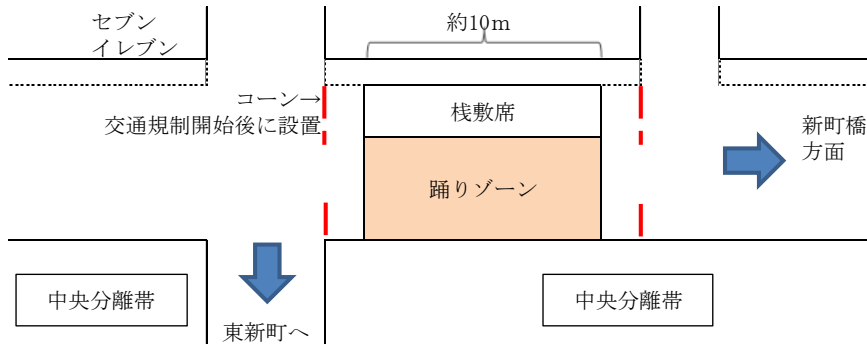
元町～新町橋～紺屋町への賑わいの動線として、新たに東新町商店街アーケード内に「東新町おどりロード」を開設する。

なお、東新町おどりロードについては、15時00分から連の張付を行い、商店街や昼の観光の活性化を図る。



c 新町橋演舞場の廃止及び西新町おどり広場の開設

両国橋付近で多数行われている輪おどりの分散化を図るため、無料演舞場の新町橋演舞場は廃止し、輪おどりを中心とした自由に踊れるおどり広場として「西新町おどり広場」を開設する。



ウ 見直し後の会場レイアウト



(出典：地理院地図 GSI Maps)

③ 開催プログラムの見直し

ア プラチナステージ（仮称）の実施

2019 阿波おどりで導入したプレミアム演舞場については継続実施を求める声も上がっており、公演の特色付けを行うという観点から、今年度以上に魅力を高めたプログラムの実施を計画する。

また、他の会場より公演時間を長くとることで、適正なチケット料金を設定するものとし、名称を「プラチナステージ（仮称）」とする。

なお、プラチナステージの実施会場は、公園内に設置された藍場浜演舞場~~又は南内町演舞場のいずれか~~で、2部の公演を想定している。

【プラチナステージ（仮称）実施会場】

	案1	案2	案3
12日	藍場浜演舞場	南内町演舞場	藍場浜演舞場
13日	藍場浜演舞場	藍場浜演舞場	藍場浜演舞場
14日	藍場浜演舞場	藍場浜演舞場	藍場浜演舞場
15日	南内町演舞場	南内町演舞場	藍場浜演舞場



採用

イ 体験型プログラムの拡充

従来の2コースあるにわか連は、演舞場の変更とともに、次のような特色付けを行なう。

新町コース : 輪おどりが中心

両国本町コース : 流しおどりが中心

また、観光誘客の拡大を図るため、さらなる体験型プログラムの拡充が必要であるため、インバウンド誘客の観点から外国人を中心としたにわか連である「ワールド連」の実施を検討する。

④ 開催時間の見直し

ア 有料演舞場公演時間の見直し

県外からの団体ツアー誘致を進めるため、有料演舞場の基本的な公演時間を現在の2時間から1時間45分に短縮するとともに、開演時間を30分前倒しすることにより、終了時間を繰り上げる。

一方、プログラムの多様化を図るため、プラチナステージは公演時間を長く設定し、2時間15分公演とする。

また、道路上に設置された紺屋町演舞場は、安全確保の観点からこれまでどおり18時00分からの公演開始とする。

なお、交通規制時間は17時30分から22時30の間とする。

		2020年度	2019年度
開催時間		17:30 ~ 22:00	18:00 ~ 22:30
藍場浜(南内町)演舞場 【プラチナステージ】	1部	17:30 ~ 19:15	18:00 ~ 20:00
	2部	19:45 ~ 22:00	20:30 ~ 22:30
南内町(藍場浜)演舞場 【プラチナステージ以外】	1部	17:30 ~ 19:15	18:00 ~ 20:00
	2部	19:45 ~ 21:30	20:30 ~ 22:30
紺屋町演舞場	1部	18:00 ~ 20:00	18:00 ~ 20:00
	2部	20:15 ~ 22:00	20:30 ~ 22:30

※ 個別審議事項(資料3)

イ 無料演舞場等開催時間の見直し

公園内に設置された無料演舞場等は17時30分、道路上に設置された無料演舞場等は18時00分から、東新町おどりロードについては、商店街や昼の観光活性化を図るため15時00分より開演する。

区分	会場名	2020年度	2019年度
無料演舞場	両国本町演舞場	18:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:30
おどりロード	元町おどりロード	18:00 ~ 21:30	18:00 ~ 22:30
	東新町おどりロード	15:00 ~ 20:30	18:00 ~ 22:30
おどり舞台	新町橋東おどり舞台	17:30 ~ 21:30	18:00 ~ 22:30
	両国橋南おどり舞台	17:30 ~ 21:30	18:00 ~ 22:30
おどり広場	西新町おどり広場	18:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:30
	両国橋南詰おどり広場	18:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:30
	両国広場(自由広場)	18:00 ~ 22:00	18:00 ~ 22:30

(2) 踊り連関係

① 優先連の定義づけ

2019 阿波おどりでは、阿波おどり振興協会、徳島県阿波踊り協会、徳島県阿波おどり保存協会の 3 団体に所属する 74 連を「有名連」と定義し、有料演舞場への優先申込や参加費制度における連の区分などの判断基準とした。

2020 阿波おどりでは、それぞれの連が客観的にどう評価されているかを重視するとともに、呼称を「有名連」から「優先連」に変更する。

【2020 阿波おどりにおける優先連の定義】

徳島県内に本拠を有する連で、次のいずれかの基準に該当する連。

- ア 前年度の選抜阿波おどり（前夜祭除く）出演連
- イ 当該年度の選抜阿波おどり（前夜祭除く）に出演予定の連
- ウ 過去 3 年以内に県外のイベントに複数回招待され踊ったことがある連
- エ 恒常的に観光施設等で阿波おどりの営業を行っている連
- オ その他主催者が特別に認めた連

（※ 共同事業体からの推薦を踏まえて実行委員会が認定）

② 有料演舞場等優先申込基準の見直し

有料演舞場の魅力向上を図るため、2020 阿波おどりでは有料演舞場等への優先申込基準を次のとおり見直す。

なお、阿波おどりの演舞を重視するため、昨年度まで優先申込の対象としていたタレント連を除外するとともに、優先連が帯同する場合の基準を厳格化する。

2020 年度	2019 年度
ア 優先連	ア 有名連
イ 優先連と一緒に踊る連 ※ 踊り込む連人数の 1/3 以上が優先連であること ※ 優先連の鳴り物のみが参加する場合は対象外	イ タレント又は有名連と一緒に踊る連
ウ 障がい者団体等	ウ 障がい者団体等
エ 日々研鑽を積み、活動実績を有する連	エ 日々研鑽を積み、活動実績を有する連
オ 過去 3 年以内に県内のイベント等(阿波おどり本番を除く)に出演実績を有する連	

※ 「障がい者団体等」とは、連員が主に障がい者、ボランティア団体又は高校生以下の学生である場合をいう。なお、ボランティア団体とは、定款等においてボランティアを目的とする組織であることが確認できる団体の所属員により構成された連を言い、連の運営がボランティアで行われているかどうかは問わない。

③ 協賛枠の新設

多様な財源確保の一環として、一定の協賛金を支払った連に対して優先的に演舞場への踊り込みができる協賛枠を導入する。

なお、踊り込み枠の確保に加えて広告・PRの機会を設けるなど、さらなるインセンティブを付与することも検討する。

④ 参加費制度の見直し

2019 阿波おどりでは参加費を日額設定としていたが、各連の 1 日当たりの踊り回数に差があることから、公平性を考え、参加費は 1 日ごとではなく 1 回ごとの設定に見直し、1 回当たりの額を次のとおりとする。

なお、2020 阿波おどりでは優先連と一般連の参加費は同額とするため、「有名連」の区分は廃止し、「その他」として取り扱う。

また、多様な主体が参加しやすい環境を整え、阿波おどりの裾野を広げるため、参加費を徴収するのは演舞場（有料演舞場、無料演舞場）のみとし、その他の会場（おどりロード、おどり舞台、おどり広場）については無料とする。

連の区分	2020 年度	2019 年度
企業連	1 回 1 万円	1 日 2 万円
大学連	1 回 1 千円	1 日 5 千円
障がい者団体等	無料	無料
その他	1 回 3 千円	1 日 1 万円

※ 主催者から出演依頼を行った場合は無料とする(当日呼込分を含む)。

※ 企業連等に帯同する場合の優先連の参加費は無料とする。

※ 県外連の参加費は無料とする。なお、県外連とは、連の代表者(連長)及び連員の過半数が徳島県外に居住している連とし、連の区分が「企業連」の場合を除く。

※ 大学連は、現役学生が半数以上であることを要件とする。

※ 「障がい者団体等」とは、連員が主に障がい者、ボランティア団体又は高校生以下の学生である場合をいう。なお、ボランティア団体とは、定款等においてボランティアを目的とする組織であることが確認できる団体の所属員により構成された連を言い、連の運営がボランティアで行われているかどうかは問わない。

(3) チケット関係

① チケット料金の改定

有料演舞場のチケットはプログラム内容を充実するとともに、プログラムごとに価格差をつける他、席割の変更及び新規席種の構築などで、団体・一般それぞれの販売率向上を目指す。

【料金改定の基本方針】

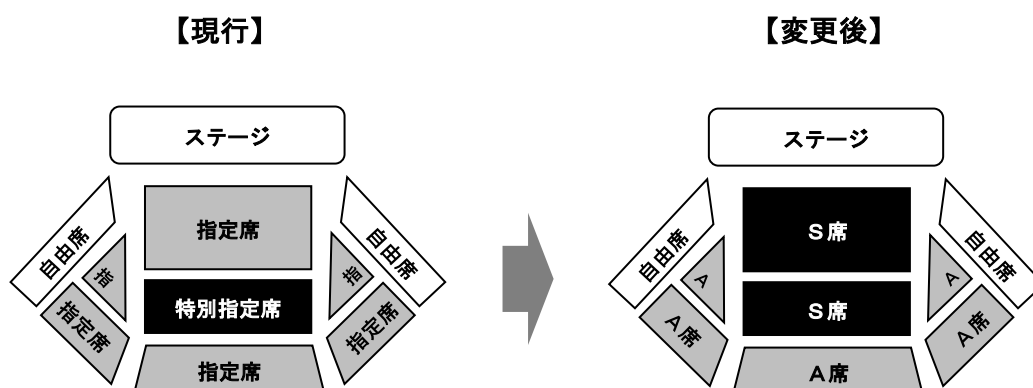
- 収支予測も踏まえて適切な価格に改定を行う。
- 前売り券の販売促進のため、当日券料金を前売り料金+500円に設定。
- 一定枚数以上の団体販売については団体割引を設定。
- 選抜阿波おどり出演連などが多く出演する「プラチナステージ（仮称）」を新設し、他の演舞場よりも料金を高く設定。
- 有料演舞場ごとに特色付けを行い、それに連動した新規席種を設置。

② 座席割の変更

ア 前夜祭

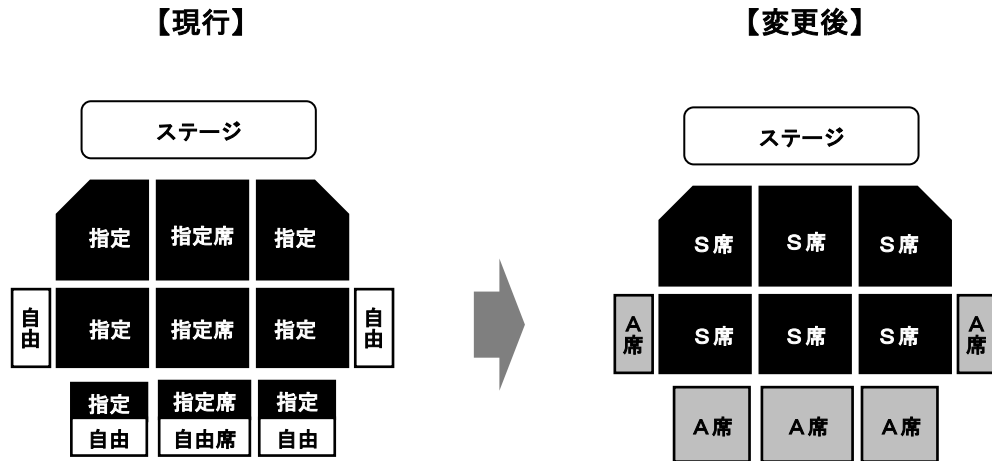
現在は最前列の席が最も高額な設定となっていないため、指定席の席割について、舞台前方の中央ブロック指定席と現行の特別指定席をS席、2階スタンド指定席をA席とし、価格差をつけた指定席とする。

なお、サイドブロックの自由席は引き続き設置する。



イ 選抜阿波おどり

運営上の観点から、自由席を廃止し、前方をS席（指定席）、後方をA席（指定席）へと変更する。



③ 販売スケジュールの前倒し

旅行代理店等の商品造成を考慮し、販売開始時期等を前倒しする。

2月中 団体販売一次申込（3月中旬までに確定）

4月中 団体販売二次申込（5月中旬までに確定）

※ 団体販売は申込後に一定のキャンセル期間を設定予定。

6月上旬 一般販売開始（現行：7月1日～）

※ 個別審議事項（資料4）